

無差別押収は違法！

日本鉄道福祉事業協会、
国家賠償請求訴訟の判決がでる！

6月30日、東京地方裁判所は財団法人・日本鉄道福祉事業協会が訴えていた国家賠償請求裁判の判決をだしました。この裁判は福祉事業協会が、「東京駅事件」を理由に警視庁公安2課が福祉事業協会や役員宅への家宅捜索をし物品を押収したことは、事件と全く関係のないことであり、国と東京都に対し損害賠償と捜査令状の無効などを訴えていたものです。

裁判所は、目黒さつき会館内に事務所を持つ諸団体の規約や名刺などの押収は、目的外の押収であることを認めました。また、違法な押収品のコピーを破棄することも命じました。さらに東京都は福祉事業協会に対し6万円を、元理事長の佐藤氏に4千円の損害賠償を支払うよう命じました。捜査そのものや一部の差し押さえの違法であることは認められませんでした。訴えの一部が認められたのです。

8月29日、JR総連・JR東海労が提訴している国家賠償請求訴訟の判決がでます。勝利に向けさらに職場からたたかいを進めていきましょう。えん罪浦和電車区事件の勝利に向けたたたかいをさらに強化しよう。

違法な押収品のコピーを破棄せよ！
東京都は賠償金を支払え！